

## 「食」を活用した地域活性化事業 公募型プロポーザル評価要領

### (1) 評価・選定方法

事業者の選定は、市が庁内委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

参加者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。

### (2) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

審査項目	審査の視点	配点	評価の基準	
業務の進め方	業務の実施方法や進め方に必要な工夫がされているか	50	50	独自性があり、新たな視点からの工夫がある
			30	十分な工夫が見られる提案である
			10	工夫が見られず、一般的な内容である
			0	内容が不適切で全体像が不明
	事業実施のスケジュールは適正かつ効率的なものとなっているか	50	50	独自性があり、新たな視点からの工夫がある
			30	十分な工夫が見られる提案である
			10	工夫が見られず、一般的な内容である
			0	内容が不適切で全体像が不明
実施体制	地域資源の発信に向けた効果的な実施体制となっているか (作業実施体制)	100	100	独自性があり、新たな視点からの工夫がある
			70	十分な工夫が見られる提案である
			30	工夫が見られず、一般的な内容である
			0	内容が不適切で全体像が不明
	地域資源の発信において多くの人の興味を引くPRとなっているか (企画提案の内容)	100	100	独自性があり、新たな視点からの工夫がある
			70	十分な工夫が見られる提案である
			30	工夫が見られず、一般的な内容である
			0	内容が不適切で全体像が不明